

## 関係者からのヒアリング① 出願人

- ✓ 従来、安全保障上、特許出願しないと判断していた機微技術も、本制度により先願を確保できる機会が得られるという点は大変ありがたい。一方で、経済活動やイノベーションの支障にならないよう、技術が諸外国でキャッチアップされてきたとき等然るべき時点での保全指定解除も併せて実行されることが必要。
- ✓ 特定技術分野が適切に絞り込まれ、付加要件がより明確に規定されることにより、予見可能性を高めることが大切。
- ✓ 保全審査に関して、出願人からの提出書類は簡便なものにして、出願人に負担がかからないことが望まれる。安全保障とデュアルユースの高度なバランスを要求されるものに限って、出願人とコミュニケーションをとりながら、情報を求めることを望む。
- ✓ 日米間には協定があり、それに基づいた米国への特許出願は非公開の状態であれば、その手続は詳細に定めて欲しい。
- ✓ 適正管理において一番難しい点は、保全指定されたときに研究開発段階に遡って発明の内容を知っている人を特定すること。企業が対処し得る範囲を想定していただきたい。
- ✓ 損失補償は、補償の対象となり得る損失やその場合の算出方法を例示して予見可能性を高めていただきたい。

## 関係者からのヒアリング② 弁理士

- ✓ 外国出願の事前確認制度について、書面の形式は、出願人が利用しやすいように配慮して欲しい。特許出願の明細書等と大きく異なることは好ましくなく、利用しやすいことが必要である。特許庁に対する申請手続は原則、全ての申請手続を今後オンライン化する方向で検討がされており、本制度の事前確認申請についてもオンラインを可能とすべき。
- ✓ 本制度により新たな手続が追加されるため、運用等に当たっては、現行の特許制度の手続に支障が生じないよう配慮が必要。
- ✓ 保全審査に関与する専門家について、職務に基づく秘密保持に関し、裁判所の専門委員規則のような厳しい運用が必要。
- ✓ 損失補償について、補償の対象となり得る損失の例を示し、具体的に明確化することが必要。
- ✓ 保全指定について、他者が同様の技術を公開した場合には保全指定を解除すべき。そのような場合の情報は出願人が迅速に把握できるため、保全指定後も、内閣府と出願人とが必要に応じてコミュニケーションできるような手段があることが望ましい。
- ✓ 本制度は、特許出願の自粛を求めるような制度ではないと考えており、出願抑制に繋がる制度であるとの誤解が生じないような基本指針や政令になることを希望。

## 論点① 経済活動、イノベーションとの両立について

- ✓ 先願権を確保できるということはビジネスとしての発展性、イノベーションの促進に繋がる。
- ✓ 本制度は、企業の国際競争力が左右される制度なので、経済活動・イノベーションとの両立は必要。
- ✓ 本制度は、これまで機微性を理由に特許出願を諦めていた発明の一部を出願できる可能性があるという点で有意義な制度。
- ✓ 経済活動・イノベーションへの影響をみるため事業計画などの資料提出の要請があることは理解できるが、事業者からすると難しい場合があり、事業者と十分コミュニケーションをとって欲しい。
- ✓ 各国の特許制度とのハーモナイゼーションを考慮して、本制度が突出しないよう配慮が必要。
- ✓ 特許出願を非公開にするとその分野の研究開発が遅れることは明らか。本制度を間違った運用をすると研究開発が遅れてイノベーションが進まなくなりかねず、経済活動、イノベーションの両立は非常に重要な点。

## 論点② 特定技術分野の考え方について

- ✓ 予見可能性を高める意味で非常に限定的なところからスモールスタートとして特定技術分野を整理すべき。デュアルユースは、広げるような方向性で考えると難しくなる。
- ✓ 例えば、合成開口レーダー、リモートセンシング技術などは安全保障と極めて密接。一方で、これらは民間資本であることも明らかであり、この境界の線引きが非常に難しい。
- ✓ 年間29万件の特許出願中、4万件強、17%が中小企業の出願。出願企業数では6割超。中小企業のプレゼンスは大きく、新しい規制が加わるのであれば事務負担の配慮や予見可能性の確保が必要。
- ✓ 研究開発段階であるため事業計画が書けないものが保全指定される方向にバイアスがかかると、本制度の趣旨とは違う方向になる。そのため、デュアルユースの可能性のあるものは、ファンダメンタルという軸を一つ考えて、基本的には指定の対象にならないようにすべき。
- ✓ 非公開の対象は、安全保障上の機微性が極めて高い発明を想定すべきであり、核兵器などの大量破壊兵器に関する技術に加え、現在の安全保障の状況を踏まえ、宇宙、サイバー等に関する技術を検討の視野に入れるべき。

# 特許出願非公開に関する検討会合 議事のポイント

## 論点③ 政令で定める付加的な要件の考え方について

- ✓ 産業界の出願行動との関係で予見可能性を高める方向で考えることが必要である。
- ✓ デュアルユースは、どのような技術が軍事に転用されるかという判断が難しい。
- ✓ 入手できる材料や素材はかなりの確率で解析が可能。これを保全指定すると、他国のエンティティがリバースエンジニアリングなどにより技術情報を取得して先に出願されてしまう可能性あり。
- ✓ 有識者会議の提言ではいわゆるデュアルユース技術の対象とする場合の限定方法として、国費による委託事業の成果である技術を例示。国費による委託事業の成果を対象とする以上、国自身が研究開発をした成果についても対象とすべき。また、これに準じて国立研究開発法人や国立大学法人が研究開発をした成果について整理すべき。
- ✓ 付加要件は、国自らの発明、国の委託等による発明及び防衛・軍事目的の発明に限定し、特定技術分野と同様に予見可能性を高める方向で規定すべき。
- ✓ 国立研究開発法人の関係では、民間企業が国立研究開発法人と連携すると保全指定の可能性があるという思考になると、本制度の趣旨とは逆の結果が生じる可能性があり、注意が必要。

## 論点④ 保全審査について（特許出願人の事業への影響、事務負担への配慮など）

- ✓ 審査当局が出願人の相談に乗るような手続、制度にすべき。
- ✓ 産業への影響を精査する目的で将来のビジネスの規模や予定を求める必要性は理解するが、提出書類の完全性を求められると非常に時間がかかり、そこに時間がとられすぎると外国出願の機会を逃す。保全審査に完全を期すがゆえに産業や経済安全保障上、不利益が生じることがないように、保全審査は柔軟、かつ、迅速な手続とすることが必要。
- ✓ 保全指定とならなかった発明は、実務上、無理なく外国出願できるよう、保全審査は可能な限り迅速に行うべき。また、提出書類は、実務上大きな負担にならないようにコミュニケーションに重点を置いて進めるべき。

## 論点⑤ その他

- ✓ （制度の周知について）特許出願非公開制度は、予見性を高めることに留意するとともに産業界に対しては過度に萎縮する必要はないことを理解してもらえよう制度をしっかりと周知すべき。